

第 29 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 平成 22 年 11 月 26 日（金）13:30～15:00

2. 場 所 日本電気協会 4 階 A , B 会議室

3. 出席者

出席委員：棟近分科会長(早稲田大学), 渡邊^邦幹事(東京電力), 浅野(日本原子力研究開発機構), 荒木(原子燃料工業), 飯塚(東京大学), 戎崎(関西電力), 角田(中国電力), 金澤(東北電力), 川端(三菱電機), 神田(三菱重工業), 倉田(中部電力), 栗林(IHI), 小嶋(日立 GE ニューコア・エンジニア), 重光(九州電力), 島津(北海道電力), 関谷(発電設備技術検査協会), 高橋^敏(北陸電力), 多田(日本原燃), 谷(日本原子力技術協会), 福本(GNFJ), 山本^哲(東芝), 山本^雅(東京電力), 吉永(電源開発), 和田(日本原子力発電), 渡辺^雅(原子力安全基盤機構) (計 25 名)

代理委員：松本(四国電力 山田代理) (計 1 名)

欠席委員：佐藤(東京海洋大学), 小野(原子力安全・保安院), 加藤(三菱原子燃料), 平(日本製鋼所), 高橋^正(富士電機システムズ), 米山(原子力安全・保安院), (計 6 名)

常時参加者：池田(東京電力) (計 1 名)

オブザーバ：大石(東京電力) (計 1 名)

事務局：牧野, 高須, 糸田川, 国則, 井上(日本電気協会) (計 5 名)

4. 配付資料

- 資料 29-1-1 品質保証分科会委員名簿
- 資料 29-1-2 ワークショップ検討タスク委員名簿
- 資料 29-1-3 品質保証検討会委員名簿
- 資料 29-2 第 28 回品質保証分科会 議事録(案)
- 資料 29-3-1 JEAG 4121 附属書 2 追補(案)に関する第 38 回原子力規格委員会
書面投票における意見対応について
- 資料 29-3-2 JEAG 4121 附属書 2 追補(案)
- 資料 29-3-3 JEAG 4121 附属書 2 追補(案)変更比較表
- 参考資料-1 第 30 回品質保証検討会議事録(案)
- 参考資料-2 第 38 回原子力規格委員会議事録(案)
- 参考資料-3 第 17 回原子力規格委員会議事録
- 参考資料-4 「規格案審議プロセスに対する意見」の検討結果について
(第 17 回原子力規格委員会資料)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認(代理委員, オブザーバの承認,), 常時参加者の承認

棟近分科会長により, 代理委員 1 名, オブザーバ 1 名が承認され, 代理委員を含めて出席委員が 26 名となり, 全委員 32 名のうち, 3 分の 2 以上という会議開催の定足数を満たしていることが確認された。

また、事務局より資料 29-1-1 に基づき、常時参加者の交代について説明があり、全員の賛成により承認された。(東京電力 奈良順一氏 →東京電力 池田哲郎氏)

(2) 第 28 回品質保証分科会議事録の確認

事務局より、資料 29-2 に基づき、第 28 回品質保証分科会議事録(案)が紹介され、本内容で正式議事録とすることが確認された。

(3) JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)の適用指針」-原子力発電所の運転段階-附属書-2[「根本原因分析に関する要求事項」の適用指針]の 2010 年追補版(案)に関する原子力規格委員会書面投票における意見等への対応について

渡邊幹事、大石氏(品質保証検討会常時参加者)より、資料 29-3-1～資料 29-3-3 に基づき、JEAG4121-2009 附属書-2 追補版の規格委員会書面投票の意見対応案について説明が行われた。審議の結果、本日の議論を踏まえた修正を前提とし、意見分類の記述を含めた対応案と、2カ所の修正をおこなった成案を規格委員会に上程することが、全員の賛成により承認された。

—主な質疑・コメント—

- ・コメントされた委員に説明をし、中立性以外のほとんどについて納得して貰ったとのことだが、反対意見を取り下げなかったということは、了解していないということか。
- 対応案を説明した時には、コメント No.6 について検討会で示した例示等を全て削除して、「その意味でチームリーダは分析作業を適切に進めるために当該事象の関係部門の構成員をチームに加えることが必要と判断した場合は、それを明確に示してチームに加えることができるようにすることも必要である。」との一文を入れれば反対を取り下げ、それ以外のコメントはどうでも良いということであった。この一文を加える修正をするか、原案通り例示を示すかについて検討会で議論したが、総意として現行の記載の方がよいということになった。その旨、説明したところ、この資料に示された 14 項目全て、No.8 は自分の理解が正しいかどうか確認したかっただけという項目も含めて、再度反対という意志表示をされた。
- ・言うことは、反対意見を解決していくプロセスが機能しなかったということか。本来は反対意見を尊重するために、反対論点を明らかにして貰って、それに対して立場を説明し、反対理由になっているものが解消されれば、反対意見を取り下げるとというのが、規格策定の審議プロセスである。反対意見を取り下げていないということは、プロセスがうまく働いていない証拠である。
- ・資料 29-3-3 「3. 根本原因分析とは」の中で、「…「組織要因の分析」とは、事実に基づいて以下のことを明らかにすることである。」の以下とは、その下の(1)～(5)全部を指しているのか。
- 5 項目全てを言っている。
- ・資料 29-3-1 の備考欄に意見分類①～④を記載したが、特に「④その他」については「電気協会の議論を超えるご意見」としたが、このような意見分類の仕方、コメントの付け方は、電気協会の対応として一般的か。
- 反対票および保留票を投じた委員はその理由を明確にすることと規約細則に明示されている。
- 懸念事項が解消されたら取り下げるという反対意見と、参考としての意見、コメントとを区別するようなルールではなく、いかなる反対コメントも全部解消しなければいけないということだ。
- ・現在の審議プロセス、投票様式について改善の余地があることを、規格委員会三役に要望という

形で提出して、基本方針策定タスクで検討された対策案を規格委員会で審議してもらおうという形で改善を図っていききたい。平成16年にJEAG4121-2003を上程した際に、反対票の対応について、飯塚先生が規格委員会に書面で出されており(参考資料-4)、それを踏まえてもっと明確化を図るように提案をするつもりで、それは後程議論したい。

- ・備考欄の意見分類をそのまま付けて出しても問題ないか。
- 分科会としての対応内容だから特に支障はない。今までこのように細分化したものはないが、質問内容を明確にするために、質問分類を記述した備考欄を含めて審議頂きたい。
- ・意見 No.6 の対応案の記述だが、改定していない対象範囲外へのコメントについて門前払いにしているような印象を受ける。例えば、No.5 の意見では範囲外のものでもなお書きで記述されているので、ここもそういう対応の方が良いのではないか。
- この部分は範囲外のコメントではない。文末を「・・・明確化を図りました。」とするか、あるいは「明確化を図ったものであり、当事者を含めて良いことを新たに許容したものではない。」と言うところまで書いてあげれば良く判ると言う気がする。
- ・意見 No.4 のうち、(2)の意味が理解できないとの意見について回答していない。他の所はそれなりに補足をしたり解説をしたりしているのだが、ここだけ無視しているのは何か意図してのことか。
- 全般にかなり丁寧に答えたつもりである。規格委員会細則では、「反対票及び保留票を投じた委員はその理由を明確にする。提案内容に対する意見が付されない反対票及び保留票については無効票として扱い、対応は行わない。」と規定されており、提案内容以外の所については、本来なら無効として扱っても良いものである。
- ・「緩和された要因」「悪化させた要因」がどういう意味か判らないということだから、何か事象が起きて、事態が進行している時にそれがソフトランディングするようなことがあったとか、あるいは他に変な条件があったので悪い方へ行ったという様な要件を言っていて、何が起きているかという事象連鎖を止めるという意味だということを書いたらどうか。
- ・対応案の意見分類にあるように、本来なら①②だけに対応するのが正しいと思うのだが、改定以外の箇所を指摘されていることが多く、反対者に説明しても再度反対意見を出されるということから、この審議プロセスに問題があるのではないかとと思っている。規格委員会の審議プロセスについて JEAC4121 の審査時に、今回と似た問題が生じ、飯塚分科会長(当時)が問題提起され、それに対して参考資料-3にあるように、審議プロセスの票決ルールとして、一人でも反対意見があると進まなくなることが問題であること、反対するにしてもその対応案を考えていないこと、何が解決されれば反対を取り下げるのか等について問題提起をされ、それについて基本方針策定タスクで検討された結果が参考資料-4である。この件について、今日、規格委員会三役にお会いして、こういう問題が起きていることを申し入れる予定である。申し入れる内容としては、今回の反対が、誤解や規格の理解不足から誤った反対理由を提出されたということ、一度説明して納得されたのにまた反対票を出されたということから考えて、このプロセスが十分機能していないのではないかとということである。一番、注意すべきは反対する理由の明確化、代替案もしくはどうすれば解決するかと言う事を少なくとも明確にして頂きたいと言う事が一点。それから意見を受ける時にこれは範囲外として返すやり方もあるのだが、今回は一応全部について対応した。この辺の対応について一点。それから改定対象とは関係ないと言う点では似ているのだが、意見

No.1 は、規格案とは関係のない、規制のあり方が反対理由となっている。これは規格に関する議論ではなく、これも反対理由が明確でないことになる。それともう一つ、反対票を取り下げないことによって審議期間が延びるという現状がある。規格委員会では最終の成案を出す前に、中間報告を行い、そこでもかなり詳細説明をするのだから、そういう場をうまく活用して審議の迅速化を図ることを検討して頂きたいという事を提起したい。反対が1票でもあったら、先に進まないと言う所も問題視したいのだが、これは平成16年にかなり検討されていて、それを覆す意見を言うのは難しい。第17回規格委員会議事録に、飯塚先生のコメントに対して「反対意見として、複数の項目を記載する場合は反対の理由となっている項目がどれであるのか明確にすること及び代替案を記載しない場合は、少なくともその項目についてどの様に対応すべきかを示唆することとの意見が出され了承された。」との記述が残っているが、今回提出された反対意見は、これに則っていない。これらが守られる様に投票用紙をもう少し判りやすい書式にすることは可能なので、その辺の検討もお願いしようと思っている。

- ・例えば No.6 の中立性については、今回の審議対象はガイドであるのに、コードの部分にも言及している。確かにコードに対する検討も必要だと思うが、まずはガイドの審議をし、遡ってコードの審査が必要であるのならそれをやるべきだと思われる。この様なものに対する取り扱いについても考慮して頂けたらと思う。

→それは基本的には対象範囲外である。

- ・平成16年の時の補足説明だが、反対が1票でもあったら先に進まないと言うルールはおかしいのではないかと、それは少数意見を尊重しすぎであって、残りの多数の賛成意見、先へ行ってもよいと言っている人の意見をどうするのかと言うことを問題にした。反対が1つでもあったら先へ進めないという審議方法は、そこに加わっている人の見識が問われる制度である。民主主義とは非常に乱暴な制度であって、51:49であっても原則、先に進むと言う制度であり、この委員会は2/3で前へ進むようになっている。例えば1/3の反対と2/3の賛成と同等だという価値観でもって決めている。どの様な比率にするかは問題だが、反対票1つでもあったら進まないと言うのは問題だということを提起したのだが、その際、そこに参画して賛否を言う人の見識が問われているということを再認識して頂きたいと言うことだ。しかもそれは色んな所を代表して来ていることを考えなくてはいけない。もう一つ、この方法はグローバル・スタンダードではない。2/3, 3/4, 4/5で決めるのがグローバル・スタンダードの方法である。現行のプロセスは非常に難しい審議方法であることを認識して運営していく必要がある。

- ・今回の対応について、検討会でも色々議論した。スピードが大事で3ヶ月でうまく通ればよいと思っているのだが、うまくいかない。最初から反対票が1~2票あることを前提に、6ヶ月かかると考え方がよいという考え方もある。

→もしそう思うのであれば、分科会の中で今の制度は活かしたままにしておいて、2回の公式レビュー会があると考えたらどうか。最初は、これが解消しなければ反対するという意見を1回目に公式に出して貰い、それを3ヶ月かけて真面目に対応する。次に成案として提出したものについて、賛否と共に反対ならその理由を付けるようなプロセスに変えたほうが、今の意見に沿った審議方法だと思われる。反対1票で止まるという現行ルールとは違って、コメントというプロセスと投票というプロセスの2段階にするということだ。

- ・今回、規約の改定まで言うつもりはないのだが、中間報告として結構長く時間を使ってやってい

る訳なので、それをうまく使い十分に意見を出して貰うことが必要だ。この方が迅速にできるということでもあるので、中間報告の有効的活用について意見を申し上げようと思っている。

6. その他

(1) 来年度の課題について

- ・今年より QMS 構築検討 WG を立ち上げ、そこで規制対象の QMS あるいは事業者の自主的な QMS について検討しているが、その WG で検討したことを次回分科会で、中間報告として紹介したいと思っている。それを踏まえて来年以降、JEAG4121 の見直しに着手したい。改定は平成 24 年になるが、場合によってはその部分だけでも発行することもあるかも知れない。
- ・以前に JEAG4121 に記載された標準品質保証仕様書の英訳についての提案が否決されて作業に取りかかれなかったのだが、海外取引をするに当たって英訳版が至急欲しいという事があって、社内的に暫定的な英訳版を作った。前回は不要だと言われたのだが、色々ニーズが高まっていることも事実であり、それをベースに修正するという形で、来年度の検討課題ということで議論して頂きたい。
- ・基準とか品質保証を認めるということは、勿論安全・安心な社会を作るためであるが、もう一つは強い社会とか競争力基盤として、良いルール、良いガイドラインが存在し、それに習うことによって底上げができるということがある。従って新たな基準が自分の言葉でできた時には、自分の会社とか、顧客等との関係が円滑に進んで取引が活性化し全体として強くなるかどうかという観点から判断すれば良い。次に翻訳しようと言う場合は、取引する上であった方が便利だということもあるが、もっと大きく言うと、自分達が慣れ親しみ自分達が作った規格基準を普及させ、日本色に染めるといふか、日本の取引の習慣や品質保証の方法などを深く広めて、自分達にとって敷居が低く、都合の良い方法を推奨することになる。国際標準化をどうするかはなかなか難しいが、強くなろうと思ったら、身勝手に利己的な人間の方が強くてうまくいく。ところが標準化とかルールを作るといふことは、統一仕様化で、共通のものを使っていこうとする訳だから、良い方法を人に教えて損をすることになるかも知れない。それから言うと利己的な方が強いのだが、集団間、国家間の競争になった場合には、むしろ協力的な社会の方が強い。自分達が良いと思っているものを作って共有し、それが自分達にとって都合の良い、やり易いものであるとなると、地域や国家間の争いになったときにルールによって、有利に働くための秘訣である。何かを共有化し、何かをルール化して広めようとする時は狭い範囲ではなくて、標準化とか品質保証とかの意味も考えて判断する必要がある。
- ・IAEA では、コード、ガイドにならなかった資料は Technical Document という形で残すのだが、今回中間報告として検討した内容を纏めた成果を残したいが、電気協会でそういうシステムはあるのか。また規格委員会へそれを説明、報告する必要もあるのかどうか。
- 検討会の下で WG で検討したものをまとめ、検討会を通じて分科会に報告して頂ければ、分科会は公開の場でもあるので、その報告書は公開されたことになる。それを分科会から規格委員会で報告ということで紹介する。
- ・公開ということでは、電気協会の中で技術報告というような様式があるわけではないということか。
- 電気協会で定める規格等としてオフィシャルな位置付けのものは、コード、ガイド、その追補版

及び質疑応答集の4種類である。

- ・纏まったものを IAEA の Technical Document の様な形で残すような仕組みは、電気協会にはないということだが、英語版はドキュメントとしては存在しないということか。

→英訳版は規格として位置付けられている。そのやり方は既に作成された日本語版の規格をそのまま単純に英訳する方法、新たに英語版規格を作成、制定する方法とがあり、今回の場合は単純英訳ということになる。この場合、英語版に疑義がある場合には日本語版を正とする決まりになっている。

- ・IAEA では、コード、ガイドに相当しないものについては、Tech. Doc. という形で纏まったものを作成し、場合によってはそれが将来ガイドになったりするが、その場合の手続きとしてはコード、ガイドと同じ様な手続きを必要とせず、つまり最上位の運営委員会の審議を経ないで出せるルールになっている。そう言うことを電気協会でも考えて頂けるよう、基本方針タスクで議論して頂きたい。

(2) 次回分科会開催日時

次回の第30回品質保証分科会は、平成23年3月7日(月) 13:30～とした。

以 上